

⑤ 人材育成事業

ところで、愛媛県は、愛媛国際貿易センターの章でみたように、100億円を超える多額の資金を投下し、アイテム愛媛を建築するなど、国際産業交流の拠点となるべくさまざまな施策を展開している。アイテム愛媛等の施設を物的ネットワークの拠点と位置づければ、EPICこそ、愛媛県にとっては人的ネットワークの拠点となるべきものである。あらためて指摘するまでもなく、人的交流の重要性、必要性は何百億もの投資に匹敵する価値を生むものである。

愛媛県は、人的ネットワークの重要性や非代替性を知るからこそ、たとえばこどもたちが円滑なネットワークを構築できるように177億円もの投下をして「こどもの城」を建設したのである。詳細はこどもの城の章をご参照頂きたい。

そうであれば、愛媛県はEPICの位置づけを見直す必要がある。人的ネットワークがあつてこそその物的ネットワークだと思慮するからである。EPICが諸外国に普及するほどに、物的ネットワークの拠点であるアイテム愛媛の活用や、世界に対する窓口としての港や空港としての役割が上昇するであろう。

つぎに大野原荘について指摘しておきたい。アイテム愛媛やこどもの城のような豪華施設を建築してきた愛媛県が、世界から愛媛県を訪ねてきた友人を迎える宿舎は、下記のようなものである。昭和52年に造られ30年を経過しようとしている建物である。ここに3DK(6畳×2および3畳)の部屋が4室用意されており、満室のことである。



[概観]



[内装(例)]

上記施設は、基本的には県職員の寮であって、国際交流課だけの問題ではない。また、豪華な施設を用意すべきと指摘しているのではない。愛媛県民は海外からの大切な客を上記のような施設で迎えていることを認識しておく必要があると思慮するのである。これ以上は行政の裁量権の範疇と思慮するので、指摘を止めることにする。なお、若干の修繕をして快適に生活できるよう配慮しているとのことである。

監査の結果

愛媛県民は、国際交流センターの置かれた現状を確認し、アイテム愛媛のような設備とは対照的な環境の国際交流センターや大野原荘をみると、国際交流センターについては県民文化会館周辺地域における文化交流施設整備構想が県の財政事情によって進展しないという事情があるにせよ、愛媛県において外国人が接する機会の多い施設であるだけに、基本構想にこだわらず、小規模なものでよいから、何らかの早期の建設も検討されるべきと考える。(意見)

経済労働部	産業政策課
土地・建物	愛媛県植物くん蒸所

愛媛県植物くん蒸施設は敷地面積 1,475 m²の中に存する 206 m²(延床面積)の建物である。当該施設の設置目的は、植物検疫の対象となる貨物を海外から輸入する事業者が、松山港から直接荷揚げできるよう植物くん蒸施設を整備することにより、県内事業者の物流の効率化を支援し、もって本県産業の振興を図る、というものである。愛媛県が総工費 2.2 億円で建築し(平成 9 年 10 月着工、10 年 4 月供用開始)，F A Z 社に管理を委託している。年間委託料は 223 万円である(平成 16 年度)。

2 つのくん蒸庫があり、第 1くん蒸庫の内容積は 537 立方平方メートル、第 2くん蒸庫のそれは 276 立方平方メートルである。365 日の稼働を予定しており、相応の稼働に供している。

当該施設は、平成 9 年度電力移出県等公金で賄われており、その事業名は「植物検疫燻蒸施設整備事業」となっていた。つぎのような施設である。



[監査結果]

指定管理者制度の導入を契機に、より効率的効果的な運営がなされることを期待する。

(意見)

保健福祉部	保健福祉課
土地・建物	愛媛県総合社会福祉会館

平成 6 年 11 月松山市持田町に土地 2,112 m² の土地を 628,430,000 円で取得し(土地開発基金に残っている土地代金部分が 654.87 m²、260,000,000 円あるため)計 2,766.87 m²、888,430,000 円の土地に、平成 6 年 12 月に駐車場である付属棟を含む延床面積 5,510.19 m²、1,863,679,000 円の建物が建設された。



外観

建設の経緯は昭和 26 年、民間社会事業の大同団結により同協議会が発足し、戦後の傷跡の救済処理としての母子世帯援護、児童福祉、授産事業、天災罹災者対策、民生委員関係等の推進母体の役割を果たしてきた。現在の愛媛県総合社会福祉会館にて事業を行う前は昭和 47 年に愛媛県社会福祉協議会が建設した愛媛県社会福祉センターにて行っていたが、老朽化が進み、手狭になっていることから、移転が必要となったが、この際、平成 6 年 12 月に県施設としての愛媛県総合社会福祉会館が建設されている。全般的な事項で示した「過度の投資施設」例として、監査人の独断で言わせていたらしく、この施設には例えば地下駐車場の状況を監視するシステムが目に付いた。さらに、上述の社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会を訪問させていただいたが、役員室をはじめ、福祉用具展示場、愛媛県ボランティアセンター、愛媛県福祉人材センターなど充実していて、福祉情報の提供・相談、福祉研修の推進、各種行事・集会の実施がなされる環境を

感じた。さらに身体障害者団体連合会、共同募金会、社団法人ガールスカウト日本連盟愛媛県支部等の民間福祉



会議室

団体も入居している。さらに、この会館にある介護実習室は建設当時に比べ現在では手狭で使い勝手が悪く余り使用していないことがある。



福祉用具展示場



介護実習室

この施設の収支は以下のようになっている。

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
施設使用料収入(千円)	2, 396	2, 802	3, 114
管理・運営経費(千円)	62, 831	59, 052	57, 303
差引(千円)	-60, 435	-56, 250	-54, 189

以上のようにこの会館の運営は毎年上記のような支出超過となっている。

また、会館の各施設の利用状況は、下記のようになっている。

区分	14年度		15年度		16年度	
	許可件数	利用者数	許可件数	利用者数	許可件数	利用者数
多目的ホール	(198) 219	(22,126) 25,506	(208) 213	(24,695) 25,355	(192) 205	(23,957) 26,082
研修室	(200) 202	(13,030) 13,230	(196) 201	(9,757) 10,067	(162) 171	(9,100) 9,820
視聴覚室	(76) 201	(2,613) 6,282	(100) 208	(4,013) 7,385	(116) 184	(4,522) 7,072
第1会議室	(89) 242	(2,611) 5,980	(80) 274	(2,349) 6,777	(114) 312	(3,512) 7,580
第2会議室	(102) 234	(2,604) 5,351	(124) 252	(3,534) 6,665	(131) 246	(3,777) 6,227
円卓会議室	(150) 244	(2,665) 4,423	(152) 241	(3,003) 4,798	(137) 208	(2,539) 4,009
ボランティア活動交流室	(27) 31	(294) 354	(48) 48	(580) 580	(33) 33	(392) 392
合計	(842) 1,373	(45,943) 61,126	(908) 1,437	(47,931) 61,627	(885) 1,359	(47,799) 61,182

()内は福祉関係の利用数

また、利用率を各区分ごとに求める(行政改革時の基準にもとづき作成)と、平成15年度では、下記のようになっている。

多目的ホール	研修室	視聴覚室	第1会議室	第2会議室	円卓会議室	ボランティア活動交流室	計
41.0%	45.7%	38.3%	46.5%	42.9%	36.0%	7.4%	36.8%

監査結果

- ①この会館建設時の設計企画は福祉現場を承知した人の意見を取り入れてされたものと思われるが、介護実習室が手狭になることを予想できなかったのか、さらに、この会館に地下駐車場の状況をテレビカメラでチェックできる大掛かりなシステムが必要であったのか、過度な投資ではなかったのかという疑問が残る。設備投資については、より現場サイドの意見を反映させ、過度な投資にならないような検討が必要ではないか。(意見)
- ②愛媛県社会福祉協議会、財団法人愛媛県身体障害者団体連合会、社団法人ガールスカウト日本連盟愛媛県支部、愛媛県共同募金会、愛媛県民生児童委員協議会がこの会館を使用しているが、一部喫茶コーナー等を除き使用料は免除となっている。これは、これらの組織の行う業務が「社会福祉事業」の用に供するためである。³¹もちろん、各組織の行う事業は社会福祉事業であり、これらの組織が社会に貢献しているのは十二分に承知しているところではあるが、このうち3組織は役員室を設けており、且つそれが通常業務の事務室の何分の一かを占める立派なものであることを鑑みると、例え、それを通常は客のもてなしにも利用するにしても、この条例の解釈の際に、これ

³¹ 愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 第5条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用させる場合には、相当の使用料を徴収する。ただし、知事が特に認めるものについては、その使用料を減額し、又は免除することができる。

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第31条 愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年愛媛県条例第5号）第5条ただし書に規定する知事が特に認めるものは、次の各号に掲げる場合とする。（1）公用若しくは公共の用又は公益事業若しくは社会福祉事業の用に供する目的で使用するとき。（2）職員等の厚生施設として使用するとき。（3）災害その他緊急事態の発生により、応急施設として使用するとき。

愛媛県総合社会福祉会館使用料条例 第4条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。

らの役員室全ての面積についても 100%免除とするのは愛媛県民感情からすれば複雑なものがあると思われる。一度検討をお願いしたい。(意見)

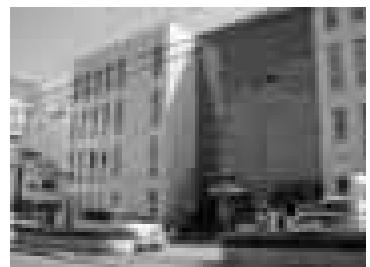
③上述のように、この会館は、福祉関係の情報発信として充実したものであるとともに、その設備も土地 9 億円弱、建物 18 億円の設備投資である。指定管理者制度の導入によりさらにコスト削減をするといつても、委託先が同じであり、毎年 5 千万円以上の支出超過の減少を余り期待できない。

現在の状況は、利用率をアップさせようがさせまいが管理運営している協議会におけるメリットデメリットはない。もちろん現場でお聞きした話から利用率アップの努力をされているものと思われたが、県の姿勢として例えば各施設の利用率をアップに対するインセンティブをつける等のアイデア等、利用率のアップを図ることが重要である。(意見)

保健福祉部	障害福祉課
土地・建物	視聴覚福祉センター

視聴覚福祉センターは視聴覚障害者に対する情報の提供、生活訓練、聴能言語訓練、ボランティアの養成・交流学習、文化活動支援、会場提供、各種相談を行っており、このような施設は愛媛県には 1 つしかない。東予、南予の視聴覚障害の方が松山のここまでこの施設を利用しにくいが、図書やテープの貸し出しをし、又長期訓練を受ける人のための居室が 5 つある。点字図書館には点字図書が 3 万冊、録音図書(テープ)が 2 万本あるとの説明を受けた。

現在の施設は平成 7 年 9 月に建設し、3,756.00 m²、14 億 3 千万円程の取得価額である。他の障害者施設に比べると新しい鉄筋コンクリートでガラス張りの美しい建物である。



外観

監査結果

運営費用は上述の各施設の一覧で示しているが、ここでは取者施設の運営はもちろんできるだけ経費の削減は必要であるが、行政としてやらねばならないことの一つであると思われるからである。このような施設があることは視聴覚障害者にとって大変有用である。只、現地調査の際の関係者の話に出たこと等からまとめると、

①このような美しい立派な 4 階建ての施設を松山に 1 施設つくる代わりに、規模の小さなもので立派なものでないものを、その地域の視聴覚障害者の数等のバランスを意識して中予、東予、南予につくったら、各地域の方にもっと喜ばれたであろうと推察された。14 億の建設費用があれば、このように鉄筋コンクリートガラス張りの施設でない、通常のものを 3 箇所建設できると思われる。



試写室



地下駐車場

立派過ぎるのである、又利用する障害者の立場に立っていないのである。(意見)

②とはいっても、関係者の話によると、まだまだこの施設の存在を知らない方もいるとのことであり、県内の視聴覚障害者にこの施設の存在を知らしめる努力をもっとすべきである。(意見)

土地・建物	愛媛整肢療護園
-------	---------

愛媛整肢療護園は児童福祉法第43条の3に基づき上肢・下肢又は体幹の機能に障害のあるいわゆる肢体不自由児の療育を目的とした県下唯一の入園施設並びに医療法に基づく病院として昭和49年この本町7丁目に建設された。このような施設で民間の社会福祉法人の経営する施設は愛媛県にない。つまり行政が担当しなくてはならない分野である。

現施設は5,052.48m²の敷地と4,294.75m²の建物で病床数は140床である。取得価額は不明である。

建物は古く老朽化しており、平成19年4月に東温市田窪に小中高の養護学校に隣接する施設の建設設計画が具体化しており、移転する予定である。(敷地面積22,829m²、建物延床面積6,656.02m²寄宿舎935.52m²の計画)収支は以下の通りである。



外観

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収入(千円)	540,667	535,697	624,950
(--うち県負担措置費)(千円)	(71,022)	(71,745)	(72,361)
運営費・人件費(千円)	907,969	885,043	946,299
差引(千円)	-367,302	-349,346	-321,349

監査結果

現在の施設は老朽化しており、新しい施設は必要と思われる。

只、利用者の立場に立ち、過度な投資にならないように留意する必要がある。(意見)

土地・建物	身体障害者更生指導所
-------	------------

昭和27年松山市山越町に肢体不自由者更生施設として開所し、昭和58年10月、現在の施設に移転、身体障害者の身の回りの世話、生活訓練、機能訓練、就労支援、地域生活支援、職能訓練等を行っている。施設は、敷地面積2,340m²、建物本体及び車庫で1,546m²、建設費415百万円、施設運営にかかる費用は下記のような過去3年間の推移となっている。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
運営費用計(千円)	141,335	142,414	140,041

又、過去3年間の在籍者数は以下の通りであるが、平成17年8月では39名と増えている。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	定員
在籍者(人)	32	32	35	50

監査結果

施設では4人部屋の居室になっており、当初のやり方のままできているが、最近の宿泊施設のレベルアップの中では4人部屋は気の毒という気がした。(意見)

土地・建物	身体障害者福祉センター
-------	-------------

愛媛県内では唯一の身体障害者のスポーツ併用施設であり、愛媛県身体障害者更生相談所を併設して身体障害者の更生に必要な相談、総合的リハビリ、スポーツを通じての健康増進・機能回復を行っている。

敷地面積 5,900 m²、運動場面積 6,868 m²、建物面積 2,900 m²であり 730 百万円の設備投資費用であり、施設運営にかかる費用は下記のような過去3年間の推移となっている。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
運営費用計(千円)	77,572	73,191	65,799

又、過去3年間の利用状況は下記のようになっている。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
体育館(人)	12,070	11,569	11,502
運動場(人)	12,107	11,429	10,758
大会議室(人)	7,572	6,669	6,023
研修室(人)	2,508	2,444	2,161
計(人)	34,257	32,111	30,444
減少率(平成14年を100%)	100%	93.7%	88.9%

過去3年間の利用状況をみると大きく減少している。ボランティアの開拓、施設のより高い利用率達成の努力が望まれる。(意見)

土地・建物	知的障害者更生訓練校
-------	------------

知的障害者福祉法に基づく通常の授産施設で雇用されることの困難な知的障害者に職業を与えるとともに、独立・自活に必要な職業訓練・生活訓練を行うことを目的として建設された。昭和60年3月建設で、敷地面積 1,777 m²、建物面積 531 m²、建設費 133 百万円である。

現在、男子 14 名、女子 16 名、平均年齢 31 歳の計 30 名の方が訓練受けており、職員は 5 名である。このような施設は民間にもあり、民間と競合している。只当訓練校は現在定員いっぱいであり、10 名待ちの状態である。

施設運営にかかる費用は下記のような過去 3 年間の推移となっている。

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
運営費用計(千円)	62,697	63,262	66,387

監査結果

上述のように 10 名が待ちの状態であり、ニーズがあり、民間施設も 10 程度あり、民間への譲渡も一つの方法である。愛媛県として今後の「県立社会福祉施設のあり方について」を公表し、基本的方向を示しており、そこでは民間への譲渡を検討していく。

土地・建物 障害者更生センター(道後友輪荘)

道後友輪荘は障害のある方とその家族のための宿泊施設であり、又一般客も泊まれる。

施設は 2,268.47 m²、昭和 58 年設立で 639 百万円の建設費用がかかっている。ところが、施設運営にかかる費用は下記のような過去 3 年間の推移となっている。

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
運営費用計(千円)	85,621	79,601	66,865

又、友輪荘内の各施設ごとの利用状況は以下の通りである。

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
宿泊(延人数)	4,545	4,156	3,593(16.6%)①
休息(延人数)	761	519	410
大広間(延人数)	3,156	3,568	2,586
宴会(回数)	155	130	128(17.8%)②
喫茶(延人数)	2,639	2,457	2,113

①は、1 年あたりの延人数で除し、及び②年会宴会可能数で除して割合を求めている。

監査結果

場所、値段設定からして利用率が極端に低い。一般客も宿泊できるにもかかわらず、その存在すら余り知られていないと思われる。ある意味で商売気をもっと出すべきではないか。

(意見)

愛媛県として今後の「県立社会福祉施設のあり方について」を公表し、基本的方向を示しており、そこでは平成18年度から指定管理者制度に移行することとなった。

土地・建物	知的障害者通勤寮
-------	----------

就労している知的障害者を受け入れて、就労の定着化、対人関係の調整、余暇の利用、健康管理等自立自活に必要な指導を行うことを目的とした寮であり、昭和60年3月、建物面積504.34m²、117,600千円の取得価額である。

施設運営にかかる費用は下記のような過去3年間の推移となっている。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
運営費用計(千円)	34,255	33,899	31,843

現在、女子10名、男子20名が入っている。過去3年間においても、定員30名のところ30名の定員いっぱいである。

監査結果

愛媛県として今後の「県立社会福祉施設のあり方について」を公表し、基本的方向を示しており、そこでは民間への譲渡を検討していくことである。

土地・建物	身体障害者授産所
-------	----------

昭和62年4月建物延面積1991.6m²、387百万円で建設した。一般の会社に雇用されることが困難な身体障害者を受け入れて、必要な訓練を行い、仕事を提供し、自立を応援することを目的とする施設。

施設運営にかかる費用は下記のような過去3年間の推移となっている。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
運営費用計(千円)	158,283	154,125	145,410

又、過去3年間の在籍者数は以下の通りである。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	定員
在籍者(人)	47	48	51	55名

監査結果

愛媛県として今後の「県立社会福祉施設のあり方について」を公表し、基本的方向を示し

ており、そこでは民間への譲渡を検討していくことである。

保健福祉部	医療対策室
土地	(社)愛媛県看護協会愛媛看護会館敷地
土地	(社)愛媛県看護協会看護研修センター敷地

愛媛県は社団法人愛媛県看護協会に愛媛看護会館敷地(600 m²、昭和 25 年 6 月取得、取得価額不明)と(社)看護研修センター敷地(1, 284. 91 m²、昭和 25 年 6 月取得、取得価額不明)を貸与しているが、この場合は普通財産の貸付に相当する。普通財産の貸付料算定については、県に独自の規程等はなく、国の基準である「普通財産貸付事務処理要領」並びに「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を準用して貸付料を算定することになる。これによると、県所有の土地については、固定資産税相当額を松山市に対して交付金として交付するが、この交付金相当額以上は県が第三者に貸与している場合は貸付料をもらうようになっている。



監査結果

愛媛看護会館敷地の貸付料については、昭和 52 年 10 月から平成 16 年 6 月まで改訂がなされておらず、又看護研修センター敷地の貸付料についても平成 10 年 9 月から平成 16 年 6 月まで改定が行われていなかった。結果として、これらの敷地は同じ住所に存在しながら m²当たりの単価が異なるという矛盾が生じていた。過去の固定資産税相当額を算出していないからどの年度において上述の計算方法から不足があったのかは算定していないが、少なくとも改定した平成 16 年度においては、前者の愛媛看護会館敷地については、244, 000 円/年→882, 000 円/年と不足があったことになる(なお、反対に看護研修センター敷地については、2, 328, 000 円/年→1, 887, 983 円/年となっていた。)なお、監査後の平成 17 年 10 月 1 日の貸付契約の更新に際して、上記 2 物件の貸付契約を一本化し、地積更正、分筆登記を行い、面積 1, 998. 01 m²、貸付料 2, 937, 074 円となっている。

現在、総務管理課から毎年、交付金相当額の通知をしているが、今後は各部課がこの通知に合わせて、貸付料の検討結果を総務管理課にフィードバックするようにされてはどうか。(意見)

保健福祉部	健康増進課
建物	健康増進センター

健康増進センターは愛媛県民の健康づくりを支える環境の整備を行っている。具体的には、情報誌を発行したり、健康増進のための運動や方法の実践指導、市町村や企業を対象とし